

交	00	01	1年
(令和7年3月末まで保存)			

運免第865号
令和6年1月22日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う運転免許行政上の留意事項等について

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）により、令和六年能登半島地震による災害が特定非常災害に指定され、併せて当該特定非常災害に対し適用すべき措置が指定されたことに伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第2項の規定に基づく告示（令和6年国家公安委員会告示第1号）が、令和6年1月11日に公布・施行された。これに伴う留意事項については、「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の適用について」

（令和6年1月16日付け警務第328号）及び「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う交通警察の運営について」（令和6年1月18日付け交企第405号）により示されたところであるが、特に運転免許行政上の対応に関する留意事項について、警察庁作成の別添「令和6年能登半島地震特定非常災害特別措置法等の運用に関する質疑応答集」を送付するので、執務の参考とされたい。

なお、本県において、運転免許行政上の特定権利利益について満了日の延長の申出があった場合は、別紙「特定権利利益満了日延長措置申出書」により対応されたい。

担当 運転免許課 企画係

**令和6年能登半島地震
特定非常災害特別措置法等の運用に関する
質疑応答集**

**令和6年1月11日
警察庁交通局運転免許課**

凡例

- ・特措法 : 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）
- ・特措法政令 : 令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）
- ・告示 : 令和6年国家公安委員会告示第1号
- ・法 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- ・政令 : 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- ・府令 : 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

◎ 総論

■ 特措法の趣旨

問1 特定非常災害特別措置法とはどのような法律なのか。

（答）

- 1 特措法は、阪神・淡路大震災に対応するために立法された行政上の権利利益の満了日（例：運転免許証の有効期間の満了日）の延長等に関する各種特別措置を、特措法政令で定めることとすることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものであり、大規模な非常災害（特定非常災害）について適用されるものです。
- 2 今回の令和6年能登半島地震による災害については、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、死亡・負傷者等の人的被害、住家被害の程度が甚大であったことから、特定非常災害として指定を受けました。

■ 特措法第2条第1項関係

問2 「特定非常災害の被害者」にはどのような者が含まれるのか。

(答)

- 1 特定非常災害により身体上、財産上の直接の被害を受けた者・法人のほかに、例えば、ライフラインや交通機関が被害を受けたり、あるいは行政機関が被災したりしたために必要な手続が執れない者や、直接被害を受けた会社を主要な取引先とする会社等の間接被害者も含まれます。
- 2 したがって、告示により指定された地域（以下「特定区域」といいます。）に住所がない者であっても、令和6年能登半島地震による災害の被害者に該当するものと判断できる方については、特措法第3条第3項に基づき、都道府県公安委員会の個別の判断により、権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」といいます。）の対象とすることができます。

■ 特措法第3条第1項関係

問3 「特定権利利益」とは何か。

(答)

- 1 特定権利利益については、特措法第3条第1項において、
 - ① 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの（同項第1号）
 - ② 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの（同項第2号）とされています。
- 2 運転免許については、法（法令）に基づく行政庁（都道府県公安委員会）の処分（許可）により付与された権利であり、上記①の特定権利利益に該当し、その存続期間（運転免許証の有効期間）が令和6年能登半島地震による災害の特定非常災害発生日（令和6年1月1日）以後に満了するものについては、有効期間の満了日が令和6年6月30日まで延長されることとなります。
なお、法第92条の2第4項及び政令第33条の8第3号の規定により、運転免許証の有効期間の末日が令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日に当たるときは、令和6年1月4日が運転免許証の有効期間の末日とみなされるため、本措置の適用を受けることとなります。
- 3 また、②の特定権利利益に該当するものとしては、例えば、令和6年1月1日以前に高齢者講習を受講した者に係る運転免許証の更新申請権が該当するものと考えられ、今回の措置により、高齢者講習を受講した日から起算して6月を経過する日

が令和6年1月1日から令和6年6月29日までの間に到来する者については、令和6年6月30日までは、再び高齢者講習を受講することなく、更新申請を行うことができることとなります。

問4 延長期日の上限が6月とされているのはなぜか。

(答)

特措法第3条第1項において、延长期日の上限が6月とされているのは、特措法と同様の措置を講じた「阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法」第3条に基づく特定権利利益の有効期間の延长期日が約5.5か月であり、しかも、当該期間で特段の支障がなかったことから、これを参考としたものです（特措法第4条に規定されている免責期限の上限の4月についても、同様に阪神・淡路大震災時の措置を参考としております。）。

■特措法第3条第2項、告示関係

問5 地域を単位として対象者を指定するのはなぜか。

(答)

- 1 特定非常災害という混乱の中で、当該災害により被害を受けた者であるか否かを個別に確認することは、被害を受けた者にとっても、また、行政庁・行政機関にとっても、非常な労力と時間を要し、負担となるので、特定非常災害により被害を被った地域に着目してその地域内においては個別の確認行為を経ずに特例措置を一律に適用させ、迅速かつ効果的に措置を執るためです。
- 2 したがって、特定区域内に住所がない者についても、満了日延長措置の対象となるないという訳ではなく、特措法第3条第3項に基づく個別の確認を経れば、行政庁の判断で延长期日（令和6年6月30日）を限度として同様の措置を執ることができます。

問6 今回の特定区域の指定はどのような考え方に基づくものなのか。

(答)

告示により指定する特定区域については、令和6年能登半島地震による災害による被害を理由に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域とされています。災害救助法の適用を受けている地域は、全国で4県35市11町1村です（令和6年1月11日現在）。

最新の適用地域については、内閣府ホームページ（https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekyou.html）を参照してください。

**問7 住所が特定区域内に在るか否かの判断は、いつの時点の住所に基づいて行え
ばよいか。**

(答)

- 1 令和6年能登半島地震による災害の発生日の時点の住所に基づいて判断することとなります。
- 2 したがって、令和6年能登半島地震による災害の発生日以降に避難等のために住所を移すなどし、運転免許証の有効期間の更新を申請する時点の住所が特定区域内ではなくなっている者についても、特措法第3条第1項に基づく満了日延長措置の対象となるので注意してください。

問8 住所はどのように判断すればよいか。

(答)

住所とは、その者の生活の本拠であり、運転免許証の券面に記載された住所が特定区域内に在る者はもちろんのこと、記載事項変更をしておらず、災害発生日当日において券面に記載されていた住所が特定区域内にない場合であっても、災害発生日以前から特定区域内に居住していることが客観的に認められる者であれば、「住所が特定区域内に在る」者として措置の対象となります。

問9 特定区域内に住所がない被害者は満了日延長措置の対象とならないのか。

(答)

特定区域内に住所がない被害者は、特措法第3条第1項の満了日延長措置の対象とはなりませんが、同条第3項に基づき、満了日延長措置の対象となります。

例えば、令和6年能登半島地震による災害の発生時に特定区域周辺に住所が在る者で、当該災害により被害を受け、避難所に避難しているものについても、同項に基づき、満了日延長措置の対象となることから、これらの者に対しても適切に対応することとしてください。

■ 特措法第3条第3項関係

**問10 特定区域内に住所はないが、令和6年能登半島地震による災害の発生日に特
定区域内にいた者は満了日延長措置の対象となるか。**

(答)

特定区域内に住所がないものの、令和6年能登半島地震による災害の発生日等に旅行、出張等の用務により特定区域内にいた者については、被害の状況等の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により、満了日の延長の申出を行うことができます。

この場合、特措法第3条第3項に基づき、その被害状況に応じて、特定区域内に住所が在る者との均衡を考慮した上で、延长期日（令和6年6月30日）を限度とする満了日を指定して満了日延長措置をすることとなります。

問11 令和6年能登半島地震による災害の発生日以降に、救援活動のために被災地に派遣された自衛官は満了日延長措置の対象となるか。

(答)

1 救援活動のために現地に派遣された自衛官であって特定区域内に住所がない者についても、令和6年能登半島地震による災害の間接的な被害を受けた（当該災害の発生により、運転免許証の更新を行うことができなかった）ものと評価し得ることから、例えば、令和6年1月1日以降に被災地に派遣され、救援活動に従事するために運転免許証の更新ができなかつた旨の書面により申出を行った者については、延长期日（令和6年6月30日）を限度として満了日延長措置を講じることができます。

この場合、特措法第3条第3項に基づき、派遣の終了が見込まれる時期等を勘案して合理的な範囲内で延長することが適当です。

なお、派遣前の更新手続を行える場合、法第101条の2に基づく更新期間前の更新を行うことが出来る場合にあっては、まずその旨を教示するようにし、いたずらに措置の対象の範囲を広げることがないようにしてください。

2 なお、ボランティアとして救援活動に従事する者については、自衛官と同等に評価することはできないため、派遣前に更新手続を行うべきであることを教示し、救援活動に従事している間に運転免許が失効してしまった場合については、通常の手続で対応するようにしてください。

(参考) 防衛出動又は防衛出動待機命令の場合は、自衛隊法及び自衛隊法施行令に次のような規定があります。

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）

（道路交通法の特例）

第一百十五条の十六

1・2 （略）

3 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は第七十七条の規定による出動待機命令を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証の有効期間及びその更新については、道路交通法第九十二条の二第一項から第三項まで及び第一百一条第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

○ 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）

（運転免許証の有効期間等の特例）

第一百六十条 法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は法第七十七条の規定による出動待機命令（以下この項において「防衛出動命令等」という。）を受けた隊員が受けている都道府県公安委員会の運転免許に係る運転免許証（次項において「免許証」という。）のうち、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百一条第一項の規定による更新期間の初日が、当該隊員が法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日以前であるものの有効期間は、当該撤収命令を受け、又は防衛出動命令等を解除された日から起算して二月を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定の適用を受ける免許証の有効期間の更新を受けようとする者に対する道路交通法第一百一条第一項の規定の適用については、「当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前」とあるのは「その者が自衛隊法第七十六条第二項若しくは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収命令を受け、又は自衛隊法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令若しくは同法第七十七条に規定する出動待機命令を解除された日」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。この場合において、当該更新申請書には、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令又は同法第七十七条の規定による出動待機命令を受けていた期間を証明する書類を添付しなければならない」とする。

問12 理由を記載した書面の様式や記入するべき事項としてはどのようなものが適当か。

(答)

理由を記載した書面については、保有する権利利益、令和6年能登半島地震による災害の被害者である旨等必要な事項が記載されていれば、様式は問いませんが、例えば、別添1のようなものであれば足ります。

なお、特措法第3条第3項に基づく満了日延長措置については、個別に令和6年6月30日までの期日を指定して行うこととなるので、その判断に必要な事項が書面上確認できるような記載をしていただくよう、注意してください。

問13 特措法第3条第3項に基づく満了日延長措置を受けるための申出は、いつの時点で行えばよいのか。

(答)

運転免許証の有効期間の更新を例にとると、更新申請時に申出を行えば足ります。この場合、申出を行った被害者の方の有効期間は、さかのぼって指定した期日まで延長されることとなります。

なお、特措法第3条第3項に基づく満了日延長措置の対象となる方が、申出をする前に券面上の有効期間が経過した運転免許証により運転した場合は、事実関係を確認した上で、無免許運転として検挙しないようにしてください。

問14 特措法第3条第3項に基づく申出について、申出に係る理由が不十分であること等を理由に延長措置を行わないこととした場合はどのような手続を執るべきか。

(答)

- 1 特措法第3条第3項に基づく申出は、行政手続法第2条第3号の申請に該当することから、延長措置を行わないこととした場合は、行政手続法第8条に基づく理由の提示が必要です。この場合の理由については、例えば、「特定非常災害の被害者に該当しないため」とすることが考えられます（行政手続法第5条の審査基準については、特措法第3条第3項の「特定非常災害の被害者」に審査基準が尽くされていることから、定める必要はありません。）。
- 2 また、不服申立て及び取消訴訟の提起ができる処分に該当するため、行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条に基づき、教示を行うようご注意ください。

■特措法第4条関係

問15 特措法第4条はどのような規定なのか。

(答)

行政庁に対して届出、報告等の義務のほか法令に基づく義務（以下「特定義務」といいます。）であって、それが履行されなかつたことにより、法令義務違反として、刑事上、行政上の制裁措置が講じられる場合において、特定非常災害の影響によって、所定の履行期限までに必要な手続を執ることができなかつたものについては、その結果として課せられることとなる不利益を救済する必要があるとの判断に立ち、免責期限日までに所要の手続が執られたときは、罰則その他の不利益を受けることのないよう、所定の履行期限までの当該手続が行われなかつたことについて責任は問わないことを趣旨とする規定です。

交通警察関係の法令の規定では、例えば、法第74条の3第5項に基づく安全運転管理者等を選任又は解任した場合に15日以内に届け出なければならないという義務について、選任又は解任した日から起算して15日目が令和6年1月1日以降である場合には、令和6年4月30日までは当該義務を履行しなかつたとしても、罰則（法第120条第2項第3号、第123条）を受けることはありません。

■運転免許証の再交付申請

問16 被災により運転免許証を紛失した方への再交付手続は、どのようにすればよいか。

(答)

1 府令第21条第3項第1号により、運転免許証の再交付の申請の手続には、申請に係る運転免許証を亡失し、又は滅失した場合にあっては、その事実を証するに足りる書類を添付しなければならないこととされているところ、必ずしもこの「事実を証するに足りる書類」が罹災証明書である必要はなく、他の書類で代用させることができます。例えば、東日本大震災の際には、被災状況等を聴取したてん末書によって代えるなどの対応がとられています。

2 また、再交付申請手続等の際に住所地の変更を届け出る際には、必ずしも住民票の写しを必要とせず（府令第20条第2項第1号においては「住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類」とある。）、例えば、東日本大震災の際には、居住証明書（家族、親戚、避難施設の責任者、ホテルの支配人等による証明）及びこれらの証明をした者の身分証等の写し等によって対応しています。

被災者が他府県での再交付申請を行う場合の手續については、問19を参照してください。

■広報

問17 今回の措置について住民の方に周知を図りたいが、どのようなチラシを用いればよいか。

(答)

例えば、別添2の様式を活用し、チラシを避難場所等で配布することが考えられます。

なお、特定区域内に住所が在る者に対しては、更新連絡書に運転免許証の有効期間が延長される旨を記載するなどの措置を講じるほか、延長後の満了日（令和6年6月30日）直前に更新申請等が集中しないように注意喚起を行ってください。

問18 運転免許以外の部門、関係機関等に対してはどのような周知を行えばよいか。

(答)

1 運転免許以外の部門に対しては、特定区域内に住所が在る者については、運転免許証の券面上に記載された有効期間にかかわらず、令和6年6月30日まで有効期間が延長され、自動車等の運転ができるほか、特定区域内に住所がない者であっても、令和6年能登半島地震による災害の被害者であれば、特措法第3条第3項に基づく措置により、満了日延長措置を行うことがある旨周知・徹底するようにしてください。

2 また、指定自動車教習所その他の満了日延長措置の対象者を取り扱う可能性がある関係機関等に対して、所要の措置を講じ、対応に誤りがないようにしてください。

◎ 各論

■ 他府県での再交付申請

問19 被災してA県公安委員会発行の運転免許証を紛失した者が、一時的に他府県（B県）に所在する実家や避難施設等に移り、B県公安委員会に運転免許証の再交付申請をした場合、B県公安委員会は受理するべきか。

(答)

1 運転免許証の再交付申請の際に、住所変更を伴う場合は、住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類の提示が必要です（府令第20条第2項第1号）。

2 もっとも、この度の令和6年能登半島地震による災害のような激甚な災害により避難等している者については、住民票の写しやその他の住所を確かめるに足りる書類の提示を求めることは極めて困難であることから、下記の2種類の書類により、住所を確認することができた場合については、再交付申請を受理するようにし、A県公安委員会からファイリングシステムのデータ又は免許台帳の写しの提供を受けることにより本人確認を行った上で交付するようにしてください。

(1) 居住証明書（家族、親戚、避難施設の責任者、ホテルの支配人等（以下「証明者」といいます。）による証明）

(2) 証明者の身分証明書等の写し（運転免許証の写し、名刺等）

※ (1)の記載例

居住証明書

私の長男日本太郎は、この度の令和6年能登半島地震により、令和6年〇月〇日から私の自宅に同居していることを証明します。

令和6年〇月〇日

住所 _____

氏名 _____

居住証明書

日本太郎様は、この度の令和6年能登半島地震により、令和6年〇月〇日から〇〇〇施設に居住していることを証明します。

令和6年〇月〇日

職業 〇〇〇施設管理者

氏名 _____

3 なお、この方法により再交付申請を受理する場合には次の点に留意してください。

(1) 不正使用を防止するため、本件の運用により再交付した運転免許証の備考欄には「令和6年能登半島地震による災害の避難に伴う再交付 ○○都道府県公安委員会」と朱書き又は押印すること。

(2) 後日の紛議等を防止するため、再交付した運転免許証について記録を作成し、当分の間、保管すること。

■ 講習・認知機能検査・運転技能検査関係

問20 令和6年能登半島地震による災害の被害者であって、住所地であるA県の特定区域からB県の親戚宅等に避難している高齢者が、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を避難先のB県で受講（検）したいと申し出た場合、受講させてよいか。

（答）

- 1 高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査については、住所地を管轄する公安委員会が行うものを受けれる必要があります（法第101条の4）。したがって、住所がA県に在る方については、B県に住所を変更した上で、B県公安委員会が行う高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を受けるように教示してください（なお、この場合の住所変更については、必ずしも住民票を異動する必要はなく、居住証明書によることができることに注意してください（問19参照）。）。
- 2 なお、優良運転者である高齢者については、住所変更をしなくとも経由地申請を利用してB県の高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査を受けることが可能です（法第101条の2の2、第101条の3及び第101条の4）。
- 3 また、運転免許取得者等教育の高齢者講習同等課程及び運転免許取得者等検査の認知機能検査及び運転技能検査同等方法（以下、「認定教育等」という。）については、住所地を問わず受講（検）することが可能であるため、B県における認定教育等の実施状況を確認して教示するなどの対応も検討して下さい。

問21 高齢者講習終了証明書等を令和6年能登半島地震による災害のため亡失等した場合、終了証明書等を添付していない更新申請書を受理してよいか。

（答）

- 1 府令第29条第4項各号のいずれかに該当する者は、更新申請書に高齢者講習終了証明書（同項第1号）等を添付しなければなりません。
- 2 しかし、今回の令和6年能登半島地震による災害の激甚さに鑑み、当該者が受講した高齢者講習の委託先等である自動車教習所等に受講等の事実を確認するなどした上で、確認できる場合については、終了証明書等の添付がなくても、更新申請書を受理するようにしてください。
- 3 なお、自動車教習所が罹災し、公安委員会にも記録がないため、事実が確認できないような場合であっても、本人の申立てにより、受講日時・受講場所等について真実性が認められる場合には、同様の対応をするようにしてください。

問22 災害の影響により、路上で行う違反者講習の社会参加活動を実施することが困難なときは、運転免許試験場内のシミュレーター検査により代替することしたいがよいか。

(答)

路上で行う社会参加活動が危険であると判断される場合は、社会参加活動を希望する者に対しては、交通安全チラシ、ポスター等の作成等の室内で行うことができる活動であって、運転者の資質の向上に資するものを行わせるようにしてください。

問23 違反者講習の受講期間は延長されないのか。

(答)

- 1 違反者講習は、原則として、法第108条の3の2の規定による通知を受けた日の翌日から起算した期間が通算して1月を超えることとなるまでの間に受けなければなりませんが、講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあっては、当該期間から当該事情の存する期間を除くことができます（法第102条の2）。
- 2 この政令で定めるやむを得ない理由については、政令第37条の8第3項において政令第37条の6の5各号に掲げるものと規定されており、災害を受けていること（同条第2号）も含まれることから、特措法の措置によらず、令和6年1月1日から当分の間については受講期間を延長することができます。

問24 令和6年能登半島地震による災害によりA県からB県に避難した者から、取消処分者講習2日間のうち、A県で第1日目を受講済みであり、避難先のB県において第2日目を受講したいとの申出があった場合、申出のとおり講習を受講させてよいか。

(答)

取消処分者講習における指導は、講習の全課程を一貫して行うことが適当であることから、第1日目と第2日目とを別々の府県で受講させることについては、講習の効果を損なうため、認められません。

したがって、B県において第1日目から受講し直すか、災害が止んだ後にA県において第2日目を受講するように教示するようにしてください（この場合は、あらかじめA県に当該者の取消処分者講習を第2日目から再開できるか確認してから教示するようにしてください。）。

問25 令和6年能登半島地震による災害によりA県からB県に避難した者から、A県公安委員会から90日間の停止処分を受け、同県において停止処分者講習の第1日目を受講済みであり、避難先のB県において第2日目を受講し、停止期間の短縮を受けたいとの申出があった場合、申出のとおり講習を受講させてよいのか。

(答)

停止処分者講習の最後に行う考查の結果に基づき、政令第33条の5に定める範囲内で運転免許の保留若しくは効力の停止の期間又は自動車等の運転の禁止の期間を短縮することができるとしているところ、その判断については、処分を行った公安委員会が行うことが適当であること、受講者の運転免許証を保管していること等を踏まえると、災害が止んだ後にA県公安委員会が行う停止処分者講習を受けるように教示するようにしてください（この場合は、あらかじめA県に当該者の停止処分者講習を第2日目から再開できるか確認してから教示するようにしてください。）。

■ 教習関係

問26 高速道路において交通規制が実施されていることから、シミュレーターを有していない教習所が他の教習所のシミュレーターを借用して高速教習に代えることは可能か。

(答)

令和6年能登半島地震による災害の影響により、やむを得ない場合に限り、差し支えありません。

問27 今回の災害の影響で教習所の施設の一時閉鎖、教習車両への給油が困難となるなど、教習の実施が困難な状況が生じている場合には、教習期間を延ばしてもよいか。

(答)

1 教習方法の基準については府令第33条において定められており、教習期間については、同条第5項第1号ラにおいて、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習にあっては9月以内、その他の自動車についての教習にあっては3月以内に修了することとされており、府令第34条第2項第1号及び同条第3項第1号は、それぞれ卒業検定及び修了検定の受験資格として、府令第33条第5項第1号ラに定める期間内に技能教習及び学科教習を修了している必要があります。

2 一方で、指定自動車教習所の施設が一時閉鎖されるなど、教習を一時中断せざるを得ないような事態においては、教習期間の算定から当該中断に係る日数を除外することが可能です。また、病気その他やむを得ない理由による場合は、期間内に教習が修了しなかった場合であっても、府令第34条第2項第1号及び同条第3項第1号の受験資格を満たしたものとして取り扱うことができることとしていることから、これにより対応することとしてください。府令第34条第2項第1号は、技能教習及び学科教習を修了した者で、これらの教習を修了した日から3月を経過していないものに限り卒業検定を行うことと規定しておりますが、この規定についても同様です（「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和5年2月27日付け警察庁丙運発第3号）参照）。

■ 試験関係

問28 令和6年能登半島地震による災害の被害者から住所地以外の避難先の府県において運転免許試験を受けたいという申出があった場合、受験させてよいか。

(答)

1 運転免許の申請は、申請者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う必要がある（法第89条第1項）ことから、避難先の都道府県において運転免許試験を受ける場合には、住所を当該都道府県内とする必要があります。

2 なお、運転免許の申請の際には、本籍（外国の方にあっては、住民基本台帳法第

30条の45に規定する国籍等) の記載のある住民票の写しを免許申請書に添付しなければならないことから、この場合の住所の異動は、住民票の異動を伴うものである必要があります（府令第17条第2項第1号）。

特定権利利益満了日延長措置申出書 (令和 6 年能登半島地震による災害)	
令和 年 月 日	
公安委員会 殿	
氏名・生年月日	年 月 日
住 所	
保全又は回復を必要とする特定権利利益	
保全又は回復を必要とする理由 (被害などを証明する書類がある場合は提示又は添付してください。)	<p>※ (記入例)</p> <p>「被災当時、被災地の家族の家に滞在しており、その後も家族を助けるために被災地にとどまっていたため、有効期間の末日までに免許証の更新を受けることができなかった。」</p> <p>「発災後、自衛隊法第83条第2項に基づき、被災地（〇〇県）に派遣されていたため、有効期間の末日までに免許証の更新を受けることができなかった。」</p>

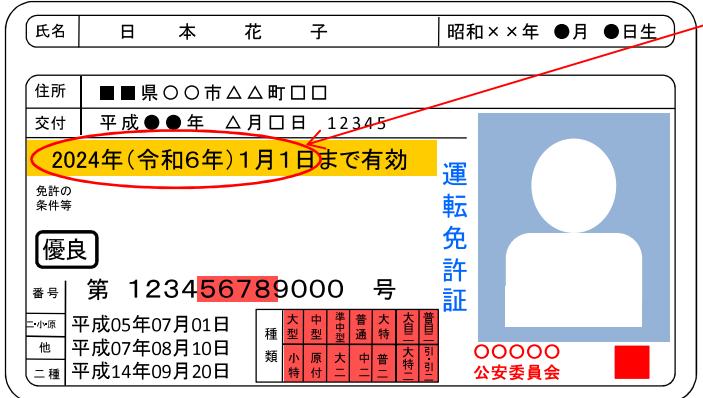
----- (この線から下には記載しないこと。) -----

特定権利利益満了日延長措置証明書

氏名・生年月日	年 月 日
住 所	
交 付	年 月 日
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 3 条第 3 項に基づき、上記申出者の _____ に基づく特定権利利益の存続期間の満了日を <u>令和 年 月 日</u> と指定する。	
令和 年 月 日	公安委員会

令和6年能登半島地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証の有効期間が令和6年6月30日まで延長されます。



有効期間の末日(左の場合、令和6年1月1日)が、

令和6年1月1日(注)から令和6年6月29日までの間は、令和6年6月30日まで運転することができます。
(令和6年6月30日までに更新手続をしてください。)

(注)道路交通法の規定により令和5年12月29日～令和6年1月3日が有効期間の末日の場合、
令和6年1月4日が末日とみなされますので、この措置の適用を受けます

対象となる方

〇〇県内では、以下の市町村に住所のある方が対象となります。
(〇市、〇市、〇町、〇村、〇村 全●市町村)

※ 対象となる市町村は、今回の災害に際し災害救助法が適用された区域であり、上記の市町村は令和●年●月●日時点のものです。

※ 令和6年6月30日の直前は、更新手続のため、窓口が混雑することが予想されますのでご注意ください。

※ 運転免許証の更新以外の手続についても、同様の措置がとられています。

※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続など、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。

別紙

特定権利利益満了日延長措置申出書
(令和6年能登半島地震による災害)

令和 年 月 日

青森県公安委員会 殿

氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
保全又は回復を必要とする特定権利利益		
保全又は回復を必要とする理由 (被害などを証明する書類がある場合は提示又は添付してください。)		

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

特定権利利益満了日延長措置証明書

氏名・生年月日		年 月 日
住 所		
交 付	年 月 日	

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条第3項に基づき、上記申出者の_____に基づく特定権利利益の存続期間の満了日を令和 年 月 日と指定する。

令和 年 月 日

青森県公安委員会